

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 9 5 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 各 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領について

運転免許の行政処分については、「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領について」（令和3年3月10日付け運免第1128号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことから、別添のとおり、新たに「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」を制定し、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については同日をもって廃止する。

担当：運転免許課運転免許管理係

別添

運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

本要領は、運転免許に係る行政処分事務に関する標準的な事務処理要領を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の意義

本要領の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊をいう。
- (2) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (3) 「警察官」とは、交通違反の取締り及び交通事故事件の捜査に従事する警察官をいう。
- (4) 「一般違反行為」とは、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 「重大違反唆し等」とは、法第90条第1項第5号に規定する行為をいう。
- (7) 「道路外致死傷」とは、法第90条第1項第6号に規定する行為をいう。
- (8) 「危険性帯有」とは、法第103条第1項第8号に規定する行為をいう。
- (9) 「違反行為」とは、一般違反行為、特定違反行為、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案をいう。
- (10) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (11) 「違反報告書」とは、違反行為に係る報告書で、別表第1「違反報告書関係」に掲げるものをいう。
- (12) 「違反等登録」とは、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領」（令和7年3月18日付け運免第1073号。）及び「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則」（令和7年3月18日付け運免第1074号）（以下「運転者管理業務実施要領等」という。）に定める違反登録、事故登録及び事案登録をいう。
- (13) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領等に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (14) 「違反等登録票」とは、違反登録等に関する必要事項が記載された帳票で、別表第2「違反等登録票等関係」に掲げる行政処分原票及び行政処分処理票をいう。
- (15) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領等に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (16) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領等に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。

- (17) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領等に定める処分手配登録をいう。
- (18) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領等に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (19) 「行政処分関係書類」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類のほか、別表第2「違反等登録票等関係」に掲げる行政処分原票及び行政処分処理票をいう。
- (20) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (21) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (22) 「行政指導」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (23) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領等に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (24) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領等に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (25) 「点数通報書」とは、点数通報を運転免許課において印字した資料をいう。
- (26) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (27) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書及び別記様式第22の6の処分書のほか、府令別記様式第19の3の3を本県独自に補正したもの（取消処分に係るものは別記様式第24、停止処分に係るものは別記様式第25とする。）をいう。
- (28) 「処分書等の交付」とは、処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (29) 「出頭通知」とは、処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。
- (30) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (31) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (32) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (33) 「処分事案の移送」とは、処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対し

て行う行政処分事由の移送をいう。

- (34) 「違反者講習該当当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当当事案の移送をいう。
- (35) 「処分決定通知」とは、処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った旨の通知をいう。
- (36) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (37) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (38) 「免許証」とは、運転免許証をいう。
- (39) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。
- (40) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。

3 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。
- (2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

4 能率的な事務処理の推進

迅速かつ確実な行政処分のため、運転免許課においては、警察署等との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2 点数制度による行政処分の事務処理要領

1 違反行為の発見報告

- (1) 警察官は、違反行為等を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を、速やかに報告するものとする。
- (2) 警察官は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

- (3) 警察官は、違反報告書に係る人身事故等が後記4の(3)の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 違反等登録票の作成

- ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、不送致又は通告不相当と認めた事案を除き、違反等登録票を作成するものとする。
- イ 警察署等には、「審査責任者」を置き、交通警察の業務に従事している巡査部長以上の階級にある警察官をもって充てる。警察署長等は、審査責任者に違反等登録票の審査を行わせるものとする。

(2) 違反等登録票の点検

- ア 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行うものとする。
- イ 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- ウ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- エ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が後記4の(3)の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。
- オ 審査責任者は、審査した違反報告書、違反等登録票、その他事実の証明に必要な資料、報告書を取りまとめ、行政処分関係書類を作成するものとする。

(3) 行政処分関係書類の送付

- ア 警察署長等は、行政処分関係書類に当該違反行為に係る受理番号又は本票番号を連記した「反則・交通・点数・法令・事故登録票送付書」(別記様式第1)を添付し、運転免許課長に持参又は送付するものとする。
- イ 当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、後記(4)に定める送付期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 行政処分関係書類の送付期限

行政処分関係書類の送付は、次の要領によって行うものとする。

行政処分関係書類の送付期限は、原則として交通切符、交通反則切符、点数切符及び法令違反事件(人身事故等に係るものを除く。)に係る違反行為については、検挙した日から5日以内、人身事故等に係る違反行為については、発生した日から10日以内とする。

ただし、次の違反行為については、運転免許課長に即報後、行政処分関係書類を送付するものとする。

- ア 仮停止の処分対象とされている事案
- イ 準仮停止の処分対象とされている事案
- ウ 仮免許取消処分の対象とされている事案

(5) 行政処分関係書類の決裁等

- ア 行政処分関係書類の運転免許課への送付に関する事務の管理について、警察署においては交通課長に、その他の所属においては副隊長に行わせるものとする。
- イ 審査責任者は、事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものについては、個別に警察署長等の決裁を受け、その旨を明らかにしておくものとする。
- ウ 警察署長等は、前記イの事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。
- エ 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡するものとする。

3 運転免許課長の措置

- (1) 運転免許課長は、警察署長等から送付された行政処分関係書類について、原則として、受理した当日のうちに、記載内容を点検するものとする。
- (2) 運転免許課には「行政処分関係書類点検責任者」を置き、行政処分担当課長補佐をもって充てる。運転免許課長は、その者において行政処分関係書類の点検及び警察署等の審査責任者に対する指導・教養が十分に行われるよう配慮するものとする。

4 違反等登録

- (1) 違反等登録審査官について

違反等の登録審査は、運転免許課行政処分担当係の巡査部長以上の階級にある警察官が行うこととし、同審査に従事する警察官を「違反等登録審査官」とする。

- (2) 違反等登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。

この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第3の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」、「軽い」の区分について行うものとする。

- (3) 違反等登録除外

違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在若し

くは事実誤認があると認めたとき等は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。また、交通事故に係る事案について別表第4の交通事故に関する登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

(4) 違反等登録の迅速処理

違反等登録は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来たことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

(5) 違反等登録の決裁

ア 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に決裁させるものとする。

イ 違反等登録審査官は、前記アにより決裁した場合には、その取扱い状況を「行政処分書受理・登録日報」（別記様式第2）によって運転免許課長に報告するものとする。

ウ 前記(3)の違反等登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を「登録除外・登録抹消及び不処分等について」（別記様式第3）に記載した上で、個々の事案について運転免許課長の決裁を受けるものとする。

(6) 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、「交通違反・事故等抹消（変更）登録依頼について」（別記様式第4）により、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻すものとする。

なお、本県警察が差し戻しを受けた場合は、本県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

5 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

前記(1)の抹消登録において、当該違反等登録に係る者の住所地が県外である場合、運転免許課長は、住所地を管轄する都道府県警察の運転免許課長等に対し、抹消登録した旨を電話等により即報するものとする。

また、他都道府県警察から抹消登録の即報を受けた場合、運転免許課長は、前記(1)の措置を講ずるものとする。

(3) 警察署等における抹消登録

ア 警察署長等が、違反等登録している違反行為のうち、「違反等不成立」、「事実誤認」、「切符からの書式変更」等の理由により、違反等登録の内容をすべて抹消する必要のある事案を認知した場合は、抹消する必要性を疎明する書類とともに、「違反登録・事故登録の抹消依頼について」（別記様式第5）を運転免許課長に速やかに送付し、抹消を依頼するものとする。

ただし、急を要する場合は、あらかじめ電話連絡をした上で関係書類を速やかに送付するものとする。

なお、警察署長等は、適正な抹消手続きを行うため、関係書類の写しを確実に保管するとともに、「違反登録・事故登録の抹消依頼について」（別記様式第5）のチェック欄を活用し、「抹消済み通報（運転免許課から上申所属）」、「当事者に対する抹消連絡（上申所属から当事者）」「手続終了後の電子メール等送信（上申所属から交通指導課）」の実施日時及び取扱い担当者名を確実に記載させるものとする。

イ 違反等登録の抹消の依頼を受けた運転免許課長は、送付された関係書類を審査し、その必要性を認めた場合、当該違反行為の違反等登録を運転者管理業務実施要領等の不適格事由抹消登録により抹消するものとする。

この場合、運転免許課長は、「抹消登録の通報について」（別記様式第6）により交通指導課長に通報するものとする。

ウ 運転免許課長又は交通指導課長が抹消登録事案を認知した場合は、当該違反行為の行政処分関係書類を送付した警察署長等に連絡の上、事実関係を確認させ、抹消する必要性が認められる場合は、抹消登録事案として前記アの要領により抹消依頼を行わせるものとする。

エ 警察署長等にあっては、行政処分関係書類の早期送付に努めるとともに、行政処分関係書類の点検審査を確実に行之、抹消登録事案の絶無を図るものとする。

オ 運転免許課長は、抹消理由等を明らかにするため、「抹消登録簿」（別記様式第7）に必要事項を記載するほか、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分等の有無を直ちに調査し、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合は、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(4) 運転免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による運転免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

また、調査結果について、「抹消登録に関する調査結果報告書」（別記様式第8）を作成するものとする。

イ 前記アの場合、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないとき、運転免許課長は、他の全ての都道府県警察の運転免許課長等に対し、「抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書」（別

記様式第9)により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。

この場合、運転免許課長は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

また、当該回答及びこれを受けて講じた措置等についても、警察庁行政処分係に報告するものとする。

ウ 前記イに基づく調査依頼を他都道府県警察から受けた場合、運転免許課長は調査を行い、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、当該抹消登録をした都道府県警察の運転免許課長等にその旨を回答するとともに、当該運転免許課長等と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

- 6 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置
違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談における対応要領については、別に定めるものとする。

7 処分量定

(1) 処分量定の方法

ア 免許の拒否、保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した運転免許課において、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領等に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録を行う運転免許課において、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当する場合

a 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った本県公安委員会の管轄区域内にあるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をするものとする。

b 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った本県公安委員会以外の管轄区域内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うものとする。

(イ) 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分関係書類を運転免許課で保存すること。

(2) 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が別表第3の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

(3) 処分量定に関する事務の決裁

ア 処分量定に関する事務については、運転免許課長の決裁とし、事案の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

イ 運転免許課長は、処分量定の経緯を明らかにするため、「行政処分伺」（別記様式第10）、「行政処分未処理件数一覧表」（別記様式第11）及び「行政処分『短期』未処理状況一覧表」（別記様式第12）を作成するものとする。

8 処分決定等

(1) 意見の聴取等

意見の聴取等は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）等の関係規定に従い行うものとする。

(2) 処分決定の決裁

ア 公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2において免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ、本職に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、専決事務となっている場合を除き、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。

イ 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

(3) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、「処分決定通知書」(別記様式第13)を送付して行うものとする。

9 処分の移送等

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

(ア) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- c その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書(被疑者・被害者・参考人)の写し
- d 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。

(2) 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送

ア 処分事案の移送は、「行政処分関係書類送付書」(別記様式第14)によって行うものとする。

イ 違反者講習該当事案の移送は、「違反者講習関係書類送付書」(別記様式第15)によって行うものとする。

ウ 前記(1)のア及びイは、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

(3) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長等が行政処分関係書類を運転免許課長に送付し、送付を受けた運転免許課長が、他の公安委員会に当該行政処分関係書類を送付するものとする。

(4) 処分事案の移送の管理

運転免許課長は、他の公安委員会との処分事案の移送を管理するため、「処分移送通知発送簿」(別記様式第16)、「処分決定通知書発送簿」(別記様式第17-1)、「処分決定通知書受理簿」(別記様式第17-2)、「処分執行通知書発送簿」(別記様式第18-1)、「処分執行通知書受理簿」(別記様式第18-2)、「処分執行依頼書発送簿」(別記様式第19-1)、「処分執行依頼書受理簿」(別記様式第19-2)、「執行依頼処分通知書発送簿」(別記様式第20-1)、「執行依頼処分通知書受理簿」(別記様式第20-2)、「処分決定通知・処分執行依頼書発送簿」(別記様式第21-1)、「処分決定通知・処分執行依頼書受理簿」(別記様式第21-2)、「行政処分関係書類返送簿」(別記様式第22-1)、「行政処分関係書類返

送受理簿」(別記様式第22-2)、「他県からの依頼による関係書類発送簿」(別記様式第23)を作成するものとする。

10 処分の執行

(1) 関係事務の集中処理

点数制度による行政処分事務は、情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであることから、処分書等の交付に関する事務は、原則として、運転免許課において集中的に処理し、出頭通知に応じない者又は所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、警察署等に行わせることができるものとする。

(2) 処分書等の交付の方法

出頭通知及び処分書等の交付は、その事務量が極めて多く、その事務の処理いかんによっては処分の迅速性及び事務負担の増減に多大の影響を及ぼすことから、次に掲げる方法を参考にして、効果的な事務処理を行うものとする。

ア 意見の聴取事案の処分書の交付を意見の聴取日に行う方法

イ 停止処分者講習の実施日に、その実施場所において処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を集中処理する方法

ウ 意見の聴取等を要しない場合は、運転免許課長が被処分者を運転免許課又は必要と認めて指定した場所に出頭させ、若しくは弁明の機会の付与を経て処分書等の交付を行う方法

エ 意見の聴取等開催場所、運転免許課及び運転免許課長が指定した場所において処分書等の交付ができなかった者や違反者講習を受講しないため免許の効力の停止処分の対象となった者については、別に定める要領により、その者の住所地を管轄する警察署長に依頼して処分書等の交付を行わせる方法

(3) 処分書等交付の際の留意事項

ア 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

イ 府令別記様式第19の3の3に規定された運転免許取消(停止)処分書については、本県独自に補正した様式により作成したものを交付することとするが、取消処分に係るものは別記様式第24、停止処分に係るものは別記様式第25を使用すること。

ウ 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。

また、当該者が免許証を有する者であるときは免許証を返納(提出)させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る特定免許情報記録を抹消すること。

なお、この際、当該者が有する免許証又はマイナ免許証を、紛失等の理由により所持していなかった場合においても処分書等を交付することとするが、この場合、「誓約書」(別記様式第26)を提出させるとともに、有効な運転免許証の取得又は停止期間の満了(解除)までの間における運転行為は無免許運転となること、さらに免許証等を発見したなどの場合は、速やかに免許証を返納(返還)すること及び特定免許情報記録の抹消を受ける旨教示すること。

エ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める

不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。また、処分書等を交付した際には、その控えを作成し、運転免許課において保存するものとする。

なお、取消処分の場合、被処分者が所持する免許証等については、府令別記様式第17の3で定める「運転免許証返納届」により返納させるものとする。

オ 前記ウの口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

(ア) 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

a その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

b その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

(イ) 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

(ウ) 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれがある場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

この場合において、当該違反行為の刑事処分が審理中であることを理由とするものであって、刑事処分の結果を待って行政処分を行うことが相当であると認められる事案については、被処分者から「確約書」（別記様式第27）を徴収し、その経過を明らかにしておくものとする。

(エ) 意見の聴取等の通知等の手続に関する申立ての場合

処分書等の交付を見合わせ、通知等の手続きを再確認する等必要な調査を行った後、改めて処分書等を交付する。

11 運転免許停止期間の短縮について

別記様式第25の処分書を交付した場合で、運転免許の効力の停止に係る処分を受けた者が停止処分者講習を受講し、停止期間が短縮となった場合、同処分書の「運転免許停止期間短縮通知書」の欄に短縮日数、処分満了日を記載し、当該者へ通知するものとする。

なお、当該者が何らかの理由により、処分書を持参していない場合は別記様式第28に定める「運転免許停止期間短縮通知書」により通知するものとする。

12 処分執行通知

本県公安委員会が他都道府県に住所を有する者に対して処分を決定し、住所地を管轄する公安委員会に対して処分執行依頼（後記14参照）が必要となった場合の処分執行通知については原則として下記の手順により行うものとする。

なお、本県公安委員会が他公安委員会から処分執行依頼を受けた場合については、これに準ずるものとする。

- (1) 本県公安委員会から、処分決定を受けた者の住所地を管轄する公安委員会へ、処分執行依頼書（別記様式第29号）により、処分の執行を依頼する。
- (2) 依頼を受け、処分を執行した公安委員会から執行依頼処分通知書（別記様式第30号）を受領する。
- (3) 執行依頼処分通知書の受領後、本県公安委員会から処分を執行した公安委員会へ処分執行通知書（別記様式第31号）を送付する。

13 停止期間満了又は停止処分解除時の措置

(1) 対応日・時間

ア 免許証の返還

制限は設けないこととする。

イ マイナ免許証への特定免許情報の記録

原則として平日の執務時間内とするが、やむを得ない事情があり、かつ対応可能な職員が確保できる場合はこの限りではない。

(2) 特例措置

免許証の返還については、停止期間満了日又は停止処分解除日の翌日以降とするが、マイナ免許証のみを有する者であって、停止期間満了日又は停止処分解除日の翌日が、土曜日、日曜日及び祝日（年末年始における休日を含む。以下「休日等」という。）と重複する当該者に対しては、休日等の前日に個人番号カードへの特定免許情報の記録を行うことができるものとする。

この場合、個人番号カードへの特定免許情報の記録を受けた者に対して、運転免許の効力の停止中の運転については無免許運転となる旨説明した上で、誓約書（別記様式第32）を作成、提出させるとともに、マイナ免許証の備考欄に

●年●月●日まで停止

と記録し、無免許運転の看破に努めるものとする。

なお、対応に疑義が生じた場合は、運転免許課行政処分担当係と協議すること。

(3) 免許証の返還及び特定免許情報の記録

停止処分期間満了及び停止処分の解除時に際しては、処分執行時に

- ・ 免許証を提出した当該者に対しては免許証の返還
- ・ マイナ免許証に係る特定免許情報記録の抹消を受けた当該者に対しては特定免許情報の記録

をそれぞれ行うこととする。

(4) 免許保有状況について変更の申出があった場合

免許保有状況について当該者から変更の申出を受けた場合の対応は下記のとおりとするが、詳細については別途指示する。

ア 運転免許センター及び各自動車運転免許試験場における対応

申出に基づき、変更の手続を行うこととする。

イ 各警察署における対応

各警察署において、

- ・ 免許証のみを有していた者から、新たにマイナンバーカードへの特定免許情報の記録の申出を受けた場合
- ・ マイナ免許証のみを有していた者から、新たに免許証の交付の申出を受けた場合

は、これに応じることなく、運転免許センター又は各自動車運転免許試験場のみで対応可能である旨を教示すること。

(5) 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

ア 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って特定免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しない者（以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。）については、特定免許情報記録手数料は徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

(ア) 当該抹消された特定免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者。

(イ) 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者。

イ 手数料の誤徴収の絶無に向けた措置

(ア) 処分執行時の教示事項

初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し、特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、当該者が停止処分に伴って特定免許情報記録の抹消を受けた者である場合は、処分執行時にその者に対して「停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録をするためには有効なマイナンバーカードが必要である」旨を教示すること。

(イ) 当該者が初回の特定免許情報の記録を受けなかった場合の措置

処分執行時にマイナ免許証を有していた当該者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証の返還又は新たに免許証の交付を受けた場合は、初回の特定免許情報の記録に該当する対象者として把握し、特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、以下の措置を講じること。

a 返還又は新たに交付する免許証の裏面に

「特定免許情報記録が未了 ●年●月●日 青森県公安委員会」
と記載する。

なお、後に特定免許情報を記録した場合は、当該者から免許証の提出を受け、免許証の裏面に

「特定免許情報記録済 ●年●月●日 青森県公安委員会」
と記載すること。

b 当該者を把握するために、運転免許課行政処分担当係においては、運転者管理業務実施要領等に定める違反外手配登録（資料区分95、事案名コード993：その他手配）を行うとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿（様式不問・電子データ可）を作成し、当該者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理すること。

なお、当該者が特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合は、確実に手配登録を解除するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。また、他県から転入してきた当該者が本県公安委員会において特定免許情報の記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合は、手配公安委員会へ連絡し、手配登録の解除及び特定免許情報記録未了者名簿への記録を依頼すること。

また、本県公安委員会が他公安委員会から連絡を受けた場合にはこれに準ずるものとする。

このほか、各自動車運転免許試験場及び各警察署においては、初回の特定免許情報記録未了者が特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合、確実に運転免許課行政処分担当係へ報告すること。「警察署における運転免許の行政処分要領について」（令和7年3月18日付け運免第1100号参照）

14 他都道府県への処分執行依頼

(1) 処分執行依頼

ア 処分執行依頼を行う場合は、「処分執行依頼書」（別記様式第29）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る運転者管理細則に定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うものとする。

イ 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記様式第13の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」を追加記載して行うものとし、別記様式第29の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

(2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

ア 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、前記10(3)に準じて行うものとする。

なお、当該者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う特定免許情報記録の抹消については、本県警察において行うこととする。

イ 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された免許証（当該者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、「執行依頼処分通知書」（別記様式第30）に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察に送付するものとする。

ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、本県警察において免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該免許証の送付は要しないものとする。

ウ 当該者が処分執行依頼を受けた本県警察において停止処分に伴う特定免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、本県警察において特定免許情報の記録（初回の特定免許情報の記録に限る。）ができるものとする。

この際、当該者が処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していた場合は、免許証の返還を本県警察において行うときに限り、本県警察において特定免許情報の記録ができるものとし、かつ、当該免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

15 処分登録等

(1) 処分登録

ア 処分登録は、原則として、処分書等を交付した日に行うものとする。

イ 処分登録は、他の公安委員会からの処分事案の移送及び処分執行依頼を受けて処分書等を交付した場合の処分登録は本県において行うものとする。

(2) 処分猶予登録

ア 処分猶予登録は、運転免許課長の決裁を受けた後に行うものとする。

イ 処分猶予登録を適正に行うため、行政処分を猶予する理由を明らかにした行政処分伺書を作成し、同書に「処分猶予」と朱書の上、運転免許課長の決裁を受けるものとする。

ウ 行政処分を猶予するときは、必ず当該違反運転者の出頭を求め、その者の処分基準点、行政処分を猶予する理由及び今後更に違反行為をしたときは、行政処分を猶予した以前の違反点数が累積されるため、場合によっては、より重い行政処分を受けることとなる旨説明し、「誓約書」（別記様式第33）を徴収するなど、事後の紛議を生じさせない措置を講ずるものとする。

(3) 処分手配登録

ア 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行う場合、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するも

のとする。

イ 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めた者について行うものとする。

ウ その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、概ね次に掲げる者について行うものとする。

(ア) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(イ) 2 回目の出頭通知に応じない者

(ウ) その他運転免許課長が処分手配登録を必要と認めた者

(4) 処分短縮登録

ア 処分短縮登録は、原則として、免許の停止等に係る停止期間の短縮(以下「処分短縮」という。)を決定した日に行うものとする。

イ 40日未満の免許の停止等を受けた者が処分短縮となった場合の処分短縮登録は、処分登録の際に併せて行うものとする。

ウ 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うものとする。

(ア) 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。

(イ) 住所変更について免許証記載事項変更の手続を行わせること。

(ウ) 当該行政処分を執行した都道府県警察に連絡し、違反事故処分・短縮・手配等登録票の作成に必要な事項を確認すること。

(エ) 処分の短縮を決定したときは、前記(ウ)によって作成した違反事故処分・短縮・手配等登録票によって短縮登録を行うこと。

第3 点数制度によらない行政処分の事務処理要領

1 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案

(1) 事案の発見報告

重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案を発見した場合は、当該事案の事実認定に係る報告書を作成し、速やかに警察署長等に報告すること。

なお、関連した事件がある場合は、一括して報告するものとする。

(2) 警察署長等の措置

警察署長等は、第2の2の事項を準用して、「違反外処分上申書」(別記様式第34)を作成し、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案を運転免許課に送付するものとする。

(3) 運転免許課長の措置

ア 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案の登録

運転免許課長は、第2の3の事項を準用して重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案の登録を処理するものとする。

イ 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案の処分量定

運転免許課長は、行政処分関係書類により当該事案の内容を審査し、処分量定を行うものとする。

2 点数制度による行政処分に関する事務処理要領の準用

処分の執行、処分登録及びその他の事務処理については、第2の事項を準用するものとする。

第4 その他

1 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次により行うものとする。

- (1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分執行した事案 8年
 - イ 特定違反行為を理由として処分執行した事案 13年
- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付のままで、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月
 - イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月
- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。
- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次により整理保存すること。
 - ア 交通違反
警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存する。
 - イ 交通事故
発生年月日順に整理し、13年間保存する。

2 点数制度の広報

- (1) 運転免許証の交付時や各種講習会を利用する等により、点数制度の周知に努めるものとする。
- (2) 運転免許課長及び警察署長等は、警察署等の警察官に対する指導教養を徹底し、交通取締りや交通事故捜査の際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、この場合において、運転者から当該点数について質問があったときは、後日、処分書等の交付又は自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年府令第53号）第8条の累積点数通知書をもって知らされる可能性がある旨を教示するものとし、警察官において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、本県の事案はもちろん、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

とする。

また、法第104条の3第2項の出頭命令の制度を活用するものとする。

別表第 1

違反報告書関係

対象事案	違反報告書	備考
交通切符関係	交通切符の 5 枚目(取締り原票)表面をいう。	
交通反則切符関係	交通反則切符 6 枚目(取締り原票)表面をいう。	
点数切符関係	点数切符 3 枚目(取締り原票)表面をいう。	
人身事故等関係	青森県警察交通事故情報管理システムによって出力される人身事故行政処分原票をいう。	
重大違反唆し等、危険性帯有関係	「違反外処分上申書」(別記様式第34)をいう。	

別表第 2

違反等登録票等関係

登録業務名	違反等登録票	行政処分原票	行政処分処理票	備 考
違反登録	別表第 1 の交通切符、交通反則切符、点数切符の取締り原票(裏面)で免許証番号等違反等登録に必要な事項が記載されている部分及び同事項が記載されている帳票(法令・事故用登録票又は予備登録票と称す。)をいう。	別表第 1 の交通切符、交通反則切符、点数切符の取締り原票(表裏両面)をいう。	別表第 1 の交通切符、交通反則切符、点数切符の取締り原票(裏面)の処分年月日等が記載されている部分をいう。 なお、警察共通基盤システムで処分登録した場合は、作成を省略することができる。	
事故登録	法令・事故用登録票又は予備登録票をいう。 なお、青森県警察交通事故情報管理システム端末で事故登録した場合は、作成を省略することができる。	別表第 1 の人身事故行政処分原票をいう。	「人身事故用行政処分処理票」(別記様式第36)をいう。 なお、警察共通基盤システムで処分登録した場合は、作成を省略することができる。	
事案登録	「事案登録票(唆し等) 19登録」(別記様式第35)をいう。	別表第 1 の別記様式第34「違反外処分上申書」をいう。	「人身事故用行政処分処理票」(別記様式第36)をいう。 なお、警察共通基盤システムで処分登録した場合は、作成を省略することができる。	

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重 い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものではないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽 い	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	小	大以外の場合

備 考

- 1 その他事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間 3 月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間 3 月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間 30 日以上）又は危険運転致傷等（治療期間 30 日以上）」、「運転傷害等（治療期間 15 日以上）又は危険運転致傷等（15 日以上）」又は「運転傷害等（治療期間 15 日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間 15 日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

交通事故に関する登録除外事由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避に可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警察署（隊）長

反則・交通・点数・法令・事故登録票送付書

5	受 理 ・ 本 票 番 号	受 理 ・ 本 票 番 号	受 理 ・ 本 票 番 号	受 理 ・ 本 票 番 号
10				
15				

送 付 所 要 日 数 調

所要日数	件 数	所要日数	件 数	所要日数	件 数	所要日数	件 数
0		6		12		18	
1		7		13		19	
2		8		14		20	
3		9		15			
4		10		16			
5		11		17			

（注） 2 1 日以上のは、空欄に該当所要日数、件数を記入すること。

行政処分書受理・登録日報

(年 月)

決 裁					日 曜日	区 分	登 録 件 数						合 計				登 録 除 外			未 登 録 件 数	再 調 査 下 命	備 考							
							違 反 登 録					事故登録																	
							反 則	非 反 則	点 数	法 令	日 計	累 計	日 計	累 計	日 計	累 計	前 年	増 減	事実誤認 除外理由	うっかり 失効 その他	計								
					月曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					火曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					水曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					木曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					金曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					土曜	受理													()	()	()								
						登録																							
					日曜	受理													()	()	()								
						登録																							
[補足欄]																							() は累計				仮 停 止 件		
																							合 計 件						

別記様式第 3

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

係

登録除外・登録抹消及び不処分等について
みだしについて、下記のとおり処理してよろしいかお伺いします。
記

被 処 分 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
	住 所	
運転免許証番号		第 号
免許情報記録の番号		第 号
処 分 理 由		☐ 違反 ☐ 事故 ☐ 危険性帶有等
登 録 除 外 等 の 理 由		☐ 除外 ☐ 抹消 ☐ 不処分 ----- -----
被 処 分 者 の 交 通 違 反 等 の 有 無		☐ 過去 3 年以内に交通違反・事故等なし ☐ 年 月 日に違反・事故あり ☐ 年 月 日に行政処分歴あり

- 1 危険性帶有等とは、危険性帶有及び道路外致死傷をいう。
- 2 不処分とは、危険性帶有等に係る登録除外の場合をいう。

第 号
年 月 日

殿

青 森 県 警 察 本 部 交 通 部
運 転 免 許 課 長

交通違反・事故等抹消（変更）登録依頼について

貴公安委員会から、行政処分の必要がある事案として、記録の送付を受けた下記の事案について、当公安委員会において審査の結果、下記の理由により登録の抹消 ・ 変更を要すると認められるので登録の抹消 ・ 変更を依頼します。

記

氏 名		発生年月日		事 件 番 号	
				発生送致署(隊)	番 号
年 月 日生		年 月 日	時 分 頃		号
理 由					
刑 事 処 分	年 月 日 検 察 庁 不 起 訴 ・ 起 訴 猶 予				

取 扱 担 当 者		運 転 免 許 管 理 係 (警電826－721－232～ 5)
-----------	--	-------------------------------------

別記様式第 5

第 年 月 号 日

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

警 察 署(隊)長

違反登録・事故登録の抹消依頼について
みだしのことについて、下記理由から登録の抹消を依頼する。
記

1 抹消関係

氏 名											生年月日	年 月 日生			
免許番号	第											号			
免許情報記録番号	第											号			
処分上申	切符番号							号	事故番号						号
発生日時	年 月 日 午前・後 時 分														
発生場所															
違反・事故内容															

2 抹消理由

(1) 違反関係

- ☐ 違反を否認し、立証不能
☐ 無免許運転と判明したため
☐ その他()

(2) 事故関係

- ☐ 被害者から診断書の提出がない
☐
☐ その他()

抹消理由の説明

理 由 説 明	

	項 目	実施日時	取扱い担当者名
チェック欄	抹消済み通報 (運転免許課から上申所属)	月 日 時 分	運転免許課 () 取扱い担当者名 ()
	当事者に対する抹消連絡 (上申所属から当事者)	月 日 時 分	取扱い担当者名 ()
	手続終了後の電子メール等送信 (上申所属から交通指導課)	月 日 時 分	取扱い担当者名 ()

事 務 連 絡
年 月 日

交 通 指 導 課 長 殿

運 転 免 許 課 長

抹消登録の通報について

みだしの 年 月 日付本通報についての完全抹消の詳細は、
次のとおりであるから通報する。

記

抹消年月日	対象者 フリガナ 氏 名・生年月日	統一氏名コード																						
・		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																						
	年 月 日生																							
免許証等番号 第 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 号											所属コード <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							抹消事件コード <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
()																								
☐ 完全抹消	抹消コード <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 所属コード <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 事件番号 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> を抹消																							
()																								
☐ 訂正抹消	訂正内容	を に訂正																						
上記内容の補充																								

抹 消 登 録 簿

決裁欄				月日	取扱者	送致署	事件番号 処分番号	氏名	生年月日	抹消理由	抹消区分		備考	
課長											訂正	完全		

別記様式第 8

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

運転免許課

氏 名

抹消登録に関する調査結果報告書

下記の者に対し、違反等登録の抹消登録をしたことから、同人に対する行政処分・行政指導の有無について調査した結果は、下記のとおりであるので報告します。

記

氏名（ふりがな）	()
生年月日	年 月 日生 (歳)
性 別	男 ・ 女
住所・連絡先	
違反等登録日 (事案名)	年 月 日 ()
抹消登録日	年 月 日
抹消理由	
調査結果	☐ 行政処分・行政指導はなされていない。 ☐ 行政処分・行政指導がなされている。 内容

別記様式第 9

第 号
年 月 日

各都道府県警察本部
行政処分担当課長 殿

青森県警察本部交通部
運転免許課長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名 (ふりがな)	()
統一氏名	
生年月日 (※)	年 月 日生 (歳)
性 別 (※)	男 ・ 女
住 所	
抹消種別 (※)	訂正抹消 ・ 完全抹消
違反等登録日 (事案名)	年 月 日 ()
抹消登録日 (事案名)	年 月 日 ()
その他調査を する上で必要と認 められる事項	

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すこと。

担当者：係名
氏名
警察電話

行政処分伺							量定担当								
整理番号	意見の聴取期日年月日	意見の聴取通知書番号		処分番号		処分日									
No.															
処分基準	前歴回数	回	累積点数	点	取消	年・停止	日								
処分決定	☐ 取消 年 ☐ 停止 日 ☐ 処分猶予														
軽減等の事由	過去5年以内の取消処分前歴の有無					有 ・ 無									
						処分決定年月日									
						電話									
住所															
氏名				生年月日											
免許証の番号	第 号		公安委員会 交付												
免許情報記録の番号	第 号		記録												
免許の種類	第一種								第二種						まで有効
		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二		小特	原付	けん引	大型	中型	
根拠法条	☐ 道路交通法第 90 条第 5 項 ☐ 道路交通法第 103 条第 項第 号 ☐ 道路交通法第 103 条第 1 項第 5 号														
処 分 理 由	違反・事故の発生年月日		違反行為の種別等					物損	軽傷	重傷	死亡	点数			
	前歴の有無及び回数			有 無 回		累積点数									
呼出日			発生署			番号			整理番号付与日						

行政処分未処理件数一覧表

年（ ） 月中

決 裁					月 日	行政 区 分	区 分								備 考
							短期処分		中期処分		長期処分		取消処分		
							〔 〕は署執行依頼		〔 〕は署執行依頼		〔 〕は署執行依頼		〔 〕は署執行依頼		
							当 日	累 計	当 日	累 計	当 日	累 計	当 日	累 計	
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		
					／ （ 曜 ）	処理件数	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
						未処理残	量定		量定		量定		量定		

年 行政処分『短期』未処理状況一覧表（ ）月中

決 裁					月 日	行政処分							
						区分	処理件数	執行依頼	執行件数計	量定件数	セット件数	未処理件数	備考
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済
					／ (曜)	当日							／
						累計							までセット済

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

青森県公安委員会

処 分 決 定 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

記

住	所			
氏	名			
運 転 免 許 の 種 類				
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類				
処 分 決 定 日		年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数
由	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		点
処 分 内 容				
備 考				

第 号
年 月 日

公 安 委 員 会 殿

青 森 県 公 安 委 員 会

行 政 処 分 関 係 書 類 送 付 書

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

違反者講習関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

処 分 移 送 通 知 発 送 簿

[illegible]

処分決定通知書発送簿

[illegible]

処分決定通知書受理簿

[illegible]

処分執行通知書発送簿

[illegible]

処分執行通知書受理簿

[illegible]

処分執行依頼書発送簿

[illegible]

処分執行依頼書受理簿

[illegible]

執行依頼処分通知書發送簿

[illegible]

執行依賴処分通知書受理簿

[illegible]

処分決定通知・処分執行依頼書発送簿

[illegible]

處分決定通知・處分執行依頼書受理簿

[illegible]

行政処分関係書類返送簿

[illegible]

行政処分関係書類返送受理簿

[illegible]

他県からの依頼による関係書類発送簿

[illegible]

下記の理由により、あなたの運転免許を取消し、 年 月 日
から 年間を免許を受けることができない期間として指定します。
したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間
日間を通算して 年 月 日となります。

年 月 日
青森県公安委員会

住	所				
氏	名				
生	年 月 日				
免 許 証 の 番 号	第	号	年 月 日	県公安委員会交付	
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第	号	年 月 日	県公安委員会記録等	
免 許 の 種 類					
有 効 年 月 日					
理 由	(処分の根拠法条) ☐ 道路交通法第 条第 項第 号の規定に該当 ☐ 道路交通法第103条第 1 項第 5 号				
	違反行為等の発生日	違 反 行 為 等 の 種 別			点 数
	過去 3 年以内における 前歴の有無及び回数	有 無	回	累積点数	点
	過去 5 年以内における 取消歴等の有無	有 ・ 無			

【備考】

運転免許停止処分書

下記の理由により、あなたの運転免許の効力を
から 日間停止します。
したがって、あなたに対する処分の満了日は、
となります。

年 月 日
青森県警察本部長

住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
免 許 証 の 号	第 号	年 月 日	県公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号	年 月 日	県公安委員会記録等
免 許 の 種 類			
有 効 年 月 日			

理 由	(処分の根拠法条) ☐ 道路交通法第 条第 項第 号の規定に該当 ☐ 道路交通法第103条第1項第5号		
	違反行為等の発生日	違 反 行 為 等 の 種 別	点 数
		過去3年以内における 前歴の有無及び回数	有 回
	過去5年以内における 取消歴等の有無	有 ・ 無	

運転免許停止期間短縮通知書

道路交通法第103条第10項の規定に基づき、運転免許の効力の停止期間を
日短縮し、あなたに対する処分の満了日は、
となります。

年 月 日
青森県警察本部長

誓 約 書

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

私は、本日、
☐ 運転免許取消（欠格期間 年間）
☐ 運転免許の効力の停止（ 日間） の処分を受けました

が、
☐ 運転免許証
☐ マイナ免許証 を持参していないため、
☐ 運転免許証を返納（提出）する
☐ マイナ免許証の特定免許情報の抹消を受ける

ことができませんでした。

なお、
☐ 有効な運転免許を取得する
☐ 運転免許の効力の停止が満了する（解除される） ま で、 自 動 車 や
一般原動機付自転車を運転すると、無免許運転になるとの説明を受け、その内容に
ついては理解しましたので、無免許運転は絶対にいたしません。

また、
☐ 運転免許証
☐ マイナ免許証 を持参できる状態となった場合は、速やかに
☐ 運転免許証を返納（提出）する こととします。
☐ マイナ免許証の特定免許情報の
抹消を受ける

※ 委任を受けた代理人が処分執行を受けた場合、「私」を「被処分者の氏名」に、
「無免許運転は絶対にいたしません」を「無免許運転は絶対にさせません」に読み替
えるものとします。

年 月 日

住 所
氏名・年齢

(歳)

〔 取消・長期
中期・短期 〕

確 約 書

年 月 日

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

住所

職 業 氏 名

年 月 日生

私は、 年 月 日の交通違反（事故）について、本日
刑事処分が決定するまで行政処分の執行を延期してもらうこと
になりました。

刑事処分が決定すれば、必ず連絡いたします。

それまでに交通違反（事故）があった場合には、処分が重く
なるようなことがあっても異議はありません。

運転免許停止期間短縮通知書

殿

道路交通法第103条第10項の規定に基づき、運転免許の効力の
停止期間を 日間短縮し、 年 月 日までと
したので通知します。

令和 年 月 日
青森県警察本部長

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

処分執行依頼書

住 所（居所）

氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

別記様式第30

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

執行依頼処分通知書

住 所（居所）

氏 名

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 第 号）により、貴公安委員会から行政処分
執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

第 年 月 日
 号

公安委員会 殿

青森県公安委員会

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。

記

住	所				
氏	名				
運 転 免 許 の 種 類					
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類					
処 分 執 行 日		年 月 日			
処 分 理 由	違反行為の発生日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数	
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数	点
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無			
処 分 内 容					
備 考					

誓 約 書

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

本日、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録を受けましたが、私に対する運転免許の効力の停止処分期間は 年 月 日までとなっており、その日までの運転は無免許運転となることについて説明を受け、理解しました。

このため、 年 月 日まで運転は絶対にいたしません。

※ 委任を受けた代理人が特定免許情報の記録を受けた場合、「私」を「被処分者の氏名」に、「運転は絶対にいたしません」を「運転は絶対にさせません」に読み替えるものとします。

年 月 日

住 所
氏名・年齢

(歳)

誓 約 書

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

住所

職業

氏名

年 月 日生

私は、 年 月 日の 交通違反（事故）

等により運転免許の効力の停止に該当することになりましたが、停止処分を猶予していただきました。

処分猶予の対象となった交通違反（事故）以外には、交通事故（事故）はありません。

なお、一年以内に交通違反をしたり交通事故を起こした場合には、今回の猶予処分の対象となった交通違反（事故）の点数と合わせて、処分を受けることになることは分かりました。

今後は、交通関係法令を遵守し安全運転に徹し、再び交通違反（事故）を繰り返さないことを誓います。

別記様式第34

違 反 外 処 分 上 申 書

※	処 分 番 号	第	号	処 分 日 時	年	月	日	時	分												
処 分 事 由	重 大 違 反 唆 し 等 (教 唆 ・ 幫 助 ・ そ の 他 ・ 路 外 事 故)	事 案 名			コード	事 案 名			コード												
		酒酔い運転唆し等			4 5 2	酒気帯び(0.25未満)無免許運転唆し等			5 1 2												
		麻薬等運転唆し等			4 5 3	※上記コードはH25.11.30以前の発生事案のみ適用、H25.12.1以降は同コードなし															
		共同危険行為等禁止違反唆し等			4 5 4	救護義務違反(運転者以外の乗務員等)			9 3 6												
		道路外致死傷(死亡・専ら不注意)			4 5 5	危険防止措置義務違反(”)			9 3 7												
		無免許運転唆し等			4 5 7	無車検運行・無保険運行(運転行為を除く)			9 3 8												
		大型自動車等無資格運転唆し等			4 5 8	自動車等利用犯罪			9 4 0												
		仮免許運転違反唆し等			4 5 9	免許証の偽造・変造等(関与を含む)			9 4 2												
		速度超過(50以上)唆し等			4 6 0	不正手段取得等(”)			9 4 3												
		酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等唆し等			4 6 1	そ の 他			9 4 4												
		酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等唆し等			4 6 2	下 命 ・ 容 認	整備不良			9 1 2											
		速度超過(30(高速40)以上50未満)唆し等			4 6 4		酒酔い運転			9 1 3											
		積載物重量制限超過(大型等10割以上)唆し等			4 6 5		麻薬等運転			9 1 4											
		過労運転等唆し等			4 6 7		酒気帯び無免許運転			9 1 5											
		無車検運転唆し等			4 6 8		酒気帯び速度超過等			9 1 6											
		無保険運転唆し等			4 6 9		無免許運転			9 1 7											
		道路外致死傷(その他)			4 7 0		大型自動車等無資格運転														
		酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等唆し等			4 7 5		速度超過			9 1 8											
		道路外致死(故意)			5 0 0		酒気帯び運転			9 1 9											
		道路外致傷(故意)(治療期間3月以上又は後遺障害)			5 0 1		過労運転等			9 2 0											
		道路外致傷(故意)(治療期間30日以上3月未満)			5 0 2	積載物重量制限超過			9 2 2												
		道路外致傷(故意)(治療期間30日未満)			5 0 3	その他			9 2 3												
		道路外致死(危険運転)			5 0 4	※当該コードを○で囲む。															
		道路外致傷(危険運転)(治療期間3月以上又は後遺障害)			5 0 5	※「暴走行為者等」、「麻薬覚せい剤等の使用者等」に															
		道路外致傷(危険運転)(治療期間30日以上3月未満)			5 0 6	係わる事案及び他の特異事案については、下欄に事案名															
		道路外致傷(危険運転)(治療期間30未満)			5 0 7	を記載し、コード欄は行政処分係に確認の上記載する。															
		救護義務違反唆し等			5 0 8	事 案 名			コード												
		酒気帯び運転(0.25未満)唆し等			5 0 9																
		酒気帯び運転(0.25以上)唆し等			5 1 0																
		酒気帯(0.25未満)速度超過(25未満)等唆し等			5 1 1																
		上 申 警 察 署 等		警 察 署 (隊)			事 件 番 号		第 号												
		被 処 分 者	本籍	都 道 府 県			住 所														
			氏名				男・女	年 月 日 (歳)													
運 転 免 許	免 許 証 等 番 号		第 号			公 安 委 員 会															
	種 一	1 1	1 8	1 9	1 2	1 3	2 1	2 2	1 5	1 6	1 7	種 二	3 1	3 8	3 2	3 3	3 4	仮 免 許	0 1	0 8	0 2
		大	中	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引		大	中	普 通	大 特	けん 引		大	中	普 通
事 案 の 概 要																					
署(隊) 審査責任者						上申書作成者															
※	処 分 量 定				取 消 し		年		・		停 止		日		運 転 免 許 課 審 査 責 任 者						

※印欄は運転免許課で記載

事 案 登 録 票 (唆 し 等) 1 9 登 録

氏 名

免許証等番号

生 年 月 日

性 別

本 籍 国 籍

住 所

発 生 日 時

氏 名 C D

事 件 番 号

事 案 名

事案名	コード	事案名	コード	事案名		コード	
酒酔い運転唆し等	452	道路外致死(故意)	500	免許失効後の停止残日数処分		941	
麻薬等運転唆し等	453	道路外致傷(故意)(治療期間3月以上又は後遺障害)	501	免許証の偽造・変造等(関与を含む)		942	
共同危険行為等禁止違反唆し等	454	道路外致傷(故意)(治療期間30日以上3月未満)	502	不正手段取得等(関与を含む)		943	
道路外致死傷(死亡・専ら不注意)	455	道路外致傷(故意)(治療期間30日未満)	503	その他		944	
無免許運転唆し等	457	道路外致死(危険運転)	504	暴走行為者等	知情同乗		945
大型自動車等無資格運転唆し等	458	道路外致傷(危険運転)(治療期間3月以上又は後遺障害)	505		暴力行為	指導	946
仮免許運転唆し等	459	道路外致傷(危険運転)(治療期間30日以上3月未満)	506			率先・助勢	947
速度超過(50以上)唆し等	460	道路外致傷(危険運転)(治療期間30日未満)	507		集団暴走行為		948
酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等唆し等	461	救護義務違反唆し等	508		集団暴走行為の教唆・幫助		949
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等唆し等	462	酒気帯び運転(0.25未満)唆し等	509		自動車登録番号票等		950
速度超過(30(高速40)以上50未満)唆し等	464	酒気帯び運転(0.25以上)唆し等	510		その他		951
積載物重量制限超過(大型等10割以上)唆し等	465	酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等唆し等	511	の麻薬使用覚せい剤等	麻薬等	使用・所持・譲渡し等	952
過労運転唆し等	467	酒気帯び(0.25未満)無免許運転唆し等	512		覚せい剤	使用・所持・譲渡し等	955
無車検運転唆し等	468	救護義務違反(運転者以外の乗務員等)	936		その他		968
無保険運転唆し等	469	危険防止措置義務違反(運転者以外の乗務員等)	937	(注) 当該コードを○で囲む			
道路外致死傷(その他)	470	無車検・無保険運行(運転行為を除く)	938				
酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等唆し等	475	自動車等利用犯罪	940				

別記様式第36

人 身 事 故 用 行 政 処 分 処 理 票																									
違反事故処分・短縮・手配等登録票欄																									
被 処 分 者	本 籍																								
	住 所	(局 番)																							
	職 業											勤務先	(局 番)												
	氏 名											年令	年 月 日生(才)				性別	男	女						
	免許証番号	第	号										平成	年		月	日	公安委員会交付							
	免許情報記録番号	第	号										平成	年		月	日	公安委員会記録等							
	免許の種類	一										二						仮							
	種	大型	中型	準中型	普通	大特二	大自二	普自	小特	原付	け引	種	大型	中型	普通	大特	け引	免	大型	中型	準中型	普通			
処 分 短 縮	日					終期の変更																			
	過去3年以内の受講回数										回		成 績				優		良		可				
苦 情 処 理																		処分変更							
再出頭	通 知																								
処分 依頼	転出先																								
	依頼日	年 月 日																							
備 考																									
処 分 通 知	発											処 分 短 縮		発											
	受													受											
処分票送付		年 月 日										処 分 番 号													
出 頭 通 知		出 頭 場 所												出 頭 日											
処 分 決 定		☐ 取 消					始期		年 月 日				終期		年 月 日										
		☐ 停 止 日																							

備考 違反事故処分・短縮・手配等登録票欄は、実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の様式のとおりとする。